

平成26年6月定例会

請願・陳情文書表

鳥取県議会

目 次

請 願 の 部

請 願 一 覧 表.....	1
総務教育常任委員会.....	7
福祉生活病院常任委員会.....	9
地域振興県土警察常任委員会.....	11

陳 情 の 部

陳 情 一 覧 表.....	13
総務教育常任委員会.....	19
福祉生活病院常任委員会.....	21
農林水産商工常任委員会.....	23

請 願 一 覧 表

総務教育常任委員会・請願

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 26年-10 (26.6.9)	総 務	日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める意見書の提出について	新日本婦人の会鳥取県本部	

請願一覧表

請 願 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・請願

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 26年ー 7 (26. 6. 3)	福祉保健	さらなる年金削減の中止を求める意見書の提出について	全日本年金者組合鳥取県東部支部	
福 26年ー 8 (26. 6. 3)	福祉保健	「介護・医療総合確保法案」の撤回等を求める意見書の提出について	全日本年金者組合鳥取県東部支部	

請願一覧表

請 願 一 覧 表

地域振興県土警察常任委員会・請願

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
地 26年ー 6 (26. 6. 3)	地域振興	「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認 に反対する意見書の提出について	鳥取県憲法会議	
地 26年ー 13 (26. 6. 11)	地域振興	憲法9条を壊す集団的自衛権行使を容認する閣議決定 や法律制定に反対する意見書の提出について	憲法改悪反対鳥取県共同センター	

請願一覧表

総務教育常任委員会・請願

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提出者及び紹介議員	審査結果
26 年－ 10 (26. 6. 9)	総 務	日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める意見書の提出について ▶請願趣旨 日本政府は、1993 年「河野談話」によって「慰安婦」への政府の関与と強制連行を認めて韓国に謝罪し、歴史研究、歴史教育によってこの事実を次世代に引き継ぐと表明した。 しかし、政府要人による、「強制連行はなかった」等の発言は、被害者の女性たちの人権を深く傷つけている。こうした事態に、2013 年 5 月 31 日、国連の人権条約に基づく拷問禁止委員会は日本政府に対して「公人による事実の否定の繰り返しによって、再び被害者に心的外傷を与える意図に反論すること」という勧告を出した。また国連自由権規約委員会、女性差別撤廃委員会、ILO 専門家委員会などの国連機関から繰り返し「慰安婦」問題の解決を求める勧告を受けている。 今や、国際社会において、日本軍「慰安婦」問題が性奴隷制の問題であり、女性の人権侵害であることは共通の認識となっている。日本政府がこの問題に誠実に対応し、一日も早い解決を行うことこそが、国際社会に対しての誠意ある対応だと信じる。 被害女性は 90 歳前後の高齢となり、解決は待ったなしである。私たちは政府が「河野談話」に基づき、すみやかに被害女性たちへの真摯なる姿勢を示す事こそ急務だと考え、以下のことを求める。 ▶請願事項 「河野談話」を堅持し、誠実に遂行することで、被害女性の名誉と尊厳の回復を行うことを求める意見書を国に提出すること。	新日本婦人の会鳥取県本部 (紹介議員) 市 谷 知 子 錦 織 陽 子	

総務教育常任委員会・請願

福祉生活病院常任委員会・請願

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提出者及び紹介議員	審査結果
26 年－ 7 (26. 6. 3)	福祉保健	さらなる年金削減の中止を求める意見書の提出について ▶請願理由 一昨年 11 月 16 日には、衆議院解散に先立ちほとんど審議されることのないまま、3 年間で年金を 2.5 % も削減する法律が成立した。 「特例水準の解消」を理由としているが、これは 2000 年から 2002 年の 3 年間に消費者物価指数が下がったときに高齢者の生活と経済への悪影響を避けるために年金を据え置いたために現在の年金水準が高いままになっているというものである。 しかし、灯油など生活必需品の値上げ、各種控除の縮小による増税、社会保険料の増額などのあいつぐ引き上げなどで高齢者の生活が厳しさを増しているいま、10 年以上も以前の理由で年金を引き下げることが、高齢者の生活に甚大な影響を与える。 昨年 12 月に年金額の改定通知が届いて以来、多数の受給者が行政不服審査請求を行い、その数は 12 万 6 千人を超えるに至った。『物価が上がり、消費税が増税される中で、これ以上年金が削減されたら、生活が成り立たなくなる』という高齢者の怒りがうねりになって大きな数になった。 年金削減は消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にし、国の経済にも負の影響を与えることが懸念される。地域経済にも大きな影響を及ぼす。安倍首相は、『経済の好循環』を経済政策の柱にしているが、年金のさらなる削減は、それに逆行するものである。 さらに 2.5 % 削減につづいて「マクロ経済スライド」の実施および改悪による連続的な年金削減が計画されている。また、年金制度の改悪によって、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが懸念される。	全日本年金者組合鳥取県東部支部 (紹介議員) 市 谷 知 子 錦 織 陽 子	

福祉生活病院常任委員会・請願

福祉生活病院常任委員会・請願

		▶請願要旨 高齢者の生活と地域経済を守るためにも、次の事項の意見書を国へ提出すること。 ・年金のさらなる削減を中止すること。		
26 年－ 8 (26. 6. 3)	福祉保健	「介護・医療総合確保法案」の撤回等を求める意見書の提出について ▶請願理由 政府は、今国会に医療、介護に関わる標記の法案を提出して、早期成立を目指している。 医療では、「地域医療ビジョン」を策定し、急性期医療のベッド数の削減、それに見合う患者の早期退院などを目指している。また、同法案とは別に 70～74 歳の窓口負担倍増によって受診抑制による医療費増も懸念される。 介護では、①要支援者の「訪問介護」、「通所介護」を介護保険からはずして市町村の地域支援事業に移し、生活支援はボランティアやNPOにゆだねる。②一定以上所得者の 2 割へ自己負担を増やす。③特別養護老人ホーム利用者を原則要介護 3 以上に限定する。など、重大な問題が含まれている。 本来、介護・医療の「制度改正」は、国民や自治体への影響が大きく各方面の意見を十分に聞いて、それぞれ慎重審議すべきものである。 ▶請願要旨 慎重審議を求めるとともに、以下の事項について意見書を採択し関係方面へ提出すること。 1. 安易な急性期医療ベッドの削減と機械的な早期退院の強要をしないこと。 2. 介護保険要支援者の「訪問介護」、「通所介護」を保険給付から外さないこと。 3. 介護保険サービスの自己負担を増やさないこと。 4. 特別養護老人ホーム利用者を要介護 3 以上に限定しないこと。	全日本年金者組合鳥取県東部支部	(紹介議員) 市 谷 知 子 錦 織 陽 子

福祉生活病院常任委員会・請願

地域振興県土警察常任委員会・請願

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提出者及び紹介議員	審査結果
26 年－ 6 (26. 6. 3)	地域振興	「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出について ▶請願趣旨 安倍内閣は、これまでの憲法解釈を変えて、集団的自衛権の行使を認めようとしている。 集団的自衛権の行使は、日本への武力攻撃がなくても、他国のために武力を行使するものである。それは、海外での武力行使にたいする憲法上の歯止めを外し、日本を「海外で戦争する国」にしようとするものである。 この重大な転換を閣議決定で認めることは許されない。一内閣の判断で憲法解釈を勝手に変えることは、立憲主義の否定である。 憲法を破壊する集団的自衛権の行使容認に反対し、政府に意見書を上げるよう以下を求める。 ▶請願事項 憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認を行わないよう意見書を提出すること。	鳥取県憲法会議 (紹介議員) 錦 織 陽 子 市 谷 知 子	
26 年－ 13 (26. 6. 11)	地域振興	憲法 9 条を壊す集団的自衛権行使を容認する閣議決定や法律制定に反対する意見書の提出について ▶請願趣旨 安倍首相は、5 月 15 日、「安全保障の法的整備の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）の報告書を受けた記者会見で、憲法解釈を変更し、歴代政権が禁じてきた集団的自衛権行使容認の閣議決定と自衛隊法改定の検討に入ることを表明した。 集団的自衛権を認めることは、日本が攻撃されていないのに、アメリカなど他国の戦争に日本の自衛隊を参戦させ、戦場で	憲法改悪反対鳥取県共同センター (紹介議員) 市 谷 知 子 錦 織 陽 子	

地域振興県土警察常任委員会・請願

地域振興県土警察常任委員会・請願

		「殺し、殺される」国になることである。「限定的」「必要最小限度」などと述べても、憲法9条の歯止めをはずすという、その重大性は全く変わらない。 これは、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」した、日本国憲法の平和主義を根本から否定するものである。 立憲主義をふみにじり、時の一首相、一内閣が、「戦争をしない」と誓った日本の国のあり方を勝手につくり変えることは、絶対に許されない。 ▶請願事項 集団的自衛権行使を容認する閣議決定や法律制定に反対する意見書を提出すること。		
--	--	---	--	--

地域振興県土警察常任委員会・請願

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 26年－ 9 (26. 6. 6)	教 育	少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度2分の1 復元を求める意見書の提出について	鳥取県教職員組合 外	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 26年ー 12 (26. 6. 10)	福祉保健	要支援者に対する介護予防給付継続と利用者負担増中止を求める意見書の提出について	鳥取県社会保障推進協議会	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

農林水産商工常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
農 26年ー 5 (26. 5. 30)	商工労働	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について	鳥取県労働組合総連合	
農 26年ー 11 (26. 6. 10)	商工労働	鳥取県乾杯条例の制定について	鳥取県酒造組合	

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
26 年－ 9 (26. 6. 6)	教 育	少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書の提出について ▶陳情理由 鳥取県における学級編制基準は小学校 1、2 年 30 人、3～6 年 35 人、中学校は 1 年 33 人、2、3 年 35 人である。これは、鳥取県の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、保護者からも支持を得ている。また、文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約 6 割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26 人～ 30 人を挙げている。国民も 30 人以下学級を望んでいることは明らかである。 しかし、国においては、小学校 1 年生、2 年生と続いてきた 35 人以下学級の拡充が予算措置されていない。さらに、高等学校では未だに少人数学級が実現していない。日本は OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要があり、国の施策として財源保障すべきである。 また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられた。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えている。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。 子どもの学ぶ意欲・主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。 ▶陳情趣旨 2015 年度政府予算編成において次の事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提	鳥取県教職員組合	外 1 団体

總務教育常任委員會・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		出すること。 1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD 諸国並のゆたかな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。 2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。		
--	--	---	--	--

総務教育常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
26 年－ 12 (26. 6. 10)	福祉保健	要支援者に対する介護予防給付継続と利用者負担増中止を求める意見書の提出について ▶陳情趣旨 医療・介護総合法案によれば、「要支援者に対する介護予防給付について市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組等を積極的に活用しながら柔軟かつ効率的にサービスを提供できるよう、受け皿を確保しながら新たな地域包括推進事業（仮称）に段階的に移行させていくべきである」として要支援者を介護保険サービスから外すことを打ち出したが、次の問題点を指摘せざるを得ない。 (1) 要支援者こそ心身の機能低下を防ぐ上で最も介護を必要としているが、一律に必要な介護を奪うものである。また、介護サービスを利用して独居で暮らしている方から自立した生活を奪うことも意味し、介護保険の本来の趣旨にも反する。 (2) 訪問介護や通所介護などが市町村の地域包括推進事業に移行した場合、給付内容は市町村の裁量に任せられ人員や運営基準もなくなるため、給付内容で自治体間の格差が広がり介護の質の低下が懸念される。高齢者が増加する中で「安心して介護」を確立するためには、今までどおり介護保険給付（介護予防給付）で実施することが必要である。 (3) 限られた財源と人材の中で新たな地域包括推進事業を運営することは、厳しい自治体財政をさらに圧迫することになりかねない。はたして必要なサービスを確保できるのかは定かではなく、市町村にも大きな負担を強いることが懸念される。 (4) 154 万人もの人が介護保険サービスから外されることは、介護事業所の経営をも直撃する。介護事業所の倒産や介護労働者の失業も懸念され、不足している介護労働者の離職を促す結果となり、利用者からますます必要な介護を奪うものである。 (5) 法案では「制度の持続可能性や公平性の観点から、一定以上の所得のある利用者負担は引き上げるべき」としている	鳥取県社会保障推進協議会	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		が、介護保険料は大幅に上がっており、2014 年 4 月からは消費税率も上げられ、さらなる負担増は必要な介護を奪うことに繋がる。むしろ、国の責任で制度の持続可能性と公平性を確保すべきと考える。 ▶陳情項目 次の事項の実現を図るため、国に意見書を提出すること。 1、要支援者に対する介護予防給付を継続すること。 2、介護保険サービスの利用者負担を増やさないこと。 3、介護保険財政に国が責任を持つこと。	
--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

農林水産商工常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
26 年－ 5 (26. 5.30)	商工労働	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について ▶陳情の趣旨 金融緩和や大型公共投資、円安・株高の影響もあり、輸出関連企業等の大企業の業績は好調である。安倍首相は、中小企業の業況改善や有効求人倍率の回復にも言及し、景気見通しは明るいとして、経済団体に「経済好循環実現のためにも賃上げを」と要請、大企業の一部ではベースアップが実現している。また、従来、低賃金が問題とされてきた外食、小売、運輸などの業種では人手不足が広がり、業界大手がパートやアルバイトの募集時給を引き上げ始めたとの報道もある。 しかし、中小企業や非正規で働く多くの労働者の賃金は、今なお改善されていない。消費税増税と円安で物価が上昇する中、平均賃金は 2000 年より 10 %も低下し、雇用労働者の 35 %は年収 200 万円未満である。また、正規雇用は 2007 年から年々減少し、雇用労働者に占める非正規の割合は 2013 年平均で 37 %に達している。まともな賃金を得られる雇用機会は少なく、ワーキング・プアからの脱出は困難となれば、自助努力任せでは、消費の活性化は望めない。 だからこそ、最低賃金の引き上げが重要である。今の最低賃金は、最も高い東京でも時給 869 円、鳥取県では最も低い 664 円である。生活するには足りない上、大きな地域格差があるため、低賃金の地方から労働者が出て行ってしまう。 中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を実施すると同時に、最低賃金を改善することは、有効な景気刺激策である。低所得層ほど消費性向は高く、身の回りの衣食関連材・サービスなど中小企業の得意とする商品を地域で購入する傾向が強いからである。 「グローバル競争の中、最低賃金は上げられない」との意見もあるが、他の先進国は多くが最低賃金を 1,000 円以上とし、平均賃金も引き上げて内需を確保している。ドイツも来年から	鳥取県労働組合総連合	

農林水産商工常任委員会・陳情

農林水産商工常任委員会・陳情

		時給 8.5 ユーロ (約 1,180 円) の全国一律最低賃金制を導入し、アジア諸国でも、最低賃金の大幅引き上げや新設が盛んで、低賃金競争という発想は主流ではない。低賃金労働に頼る経営と労働市場は、企業の成長力と地域経済の消費購買力を失わせ、社会を不安定にするとみなされているからである。 公正取引の確立の面からみても、最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切である。 憲法第 25 条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定め、労働基準法は第 1 条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」とし、最低賃金法は、最低賃金は生活保護を下回ってはならないとしている。 ▶陳情事項 最低賃金の地域格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、国に対して以下の内容の意見書を提出すること。 1. 政府は、ワーキング・プアをなくすため、最低賃金の大幅引き上げを行うこと。 2. 政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。 3. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担の引き下げを実現すること。 4. 政府は、中小企業に対する代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章をふまえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正すること。 5. 公共事業に従事する下請け企業に適正な単価を、現場の労働者に適正な報酬を確保するため、公契約法の制定を行うこと。 6. 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。	
--	--	--	--

農林水産商工常任委員会・陳情

農林水産商工常任委員会・陳情

26 年－ 11 (26. 6. 10)	商工労働	鳥取県乾杯条例の制定について ▶陳情理由 日本酒の全国の消費量は、1975 年度に約 1,000 万石の出荷であったが、その後、長期減少傾向が続き、昨年度は、全国でピーク時の約 3 分の 1 の 330 万石まで減少している。鳥取県内においても同じ傾向で、かつ 2013 年度の県内の酒類消費量の内、日本酒は 2 割しかない。また、県内の日本酒の消費割合は、地元鳥取県産の地酒より、県外大手メーカーの方が多いたが現状である。 鳥取県は、お酒の命である「空気、水、土」に恵まれており、鳥取県のお米、鳥取県の水、鳥取県の人の手で美味しい日本酒が醸し出されている。しかし、鳥取県内の酒蔵の販売先は県外出荷が多く、鳥取県のお米と水で仕込んだ日本酒は、その多くを県外、国外に出荷している。 また、鳥取県の酒造好適米の品質は大変良く、県内の酒蔵の大半は、鳥取県の酒造好適米を使用している。地酒の消費が伸びれば、鳥取県の農業振興にも大いに貢献できる。 京都市を皮切りに、全国各地で乾杯条例が制定されているが、市町村単位での制定に留まらず、都道府県単位での制定も広がりを見せている。 当組合としては、県内での消費量を増やすことをひとつの目標としており、この地酒での乾杯をすすめる乾杯条例が鳥取県で制定されるのを機に、地酒の良さ・美味しさを知ってもらい、消費拡大につなげたいところである。もちろん、酒食を選ぶのは個人の自由であることから、条例にはその旨を記し、鳥取県民に自分の土地の魅力を再認識し、地酒に関心を持っていただけるきっかけにしたいと思い陳情する。 ▶陳情事項 地酒での乾杯をすすめる「乾杯条例」を鳥取県で制定してほしい。	鳥取県酒造組合
---------------------------------	-------------	---	----------------

農林水産商工常任委員会・陳情

